

農地法第3条第1項の規定 農業経営基盤強化促進法 による農地の権利移動

平成21年に農地制度の見直しがありました。その中で業務範囲となる『農地法』と『農地経営基盤強化促進法』の改正（平成21年12月15日施行）部分を中心に、「農地法第3条による権利移動に係る許可申請」及び「農用地利用集積計画の公告による権利移動も係る手続き」について、初級者向けにまとめてみました。

農業王国北海道にしながら、本会には農業分野に強い行政書士が少ないと言われていいます。是非ともこの分野を開拓し、農業アドバイザーとして活躍していただければと思います。

農地法の概要

(1) 【目的】（第1条）【改正】

- ・ 農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であること
- ・ 農地を農地以外のものにすることを規制すること
- ・ 農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずること
- ・ 国民に対する食料の安定供給の確保に資すること . . . を目的とする。

※ 農地法は、農地等の権利移動（売買・貸借等）の規制、農地転用の規制のほか、賃貸借に係る権利保護など利用関係の調整や遊休農地に関する措置などを規定しています。また、「農地を農地以外のものにすることを制限する」と追記したことは、今まで以上に規制の強化が講じられることとなります。

(2) 【農地について権利を有する者の責務】（第2条の2）【新設】

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上に適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

※ この責務規定は、それ自体が具体的な法的効力を直接的にもつものではありませんが、この責務を前提として農地転用規制の強化、遊休農地対策の強化等の措置が講じられることとなります。

(3) 【農地等の権利移動の制限】（第3条1項）

【農地法第3条第1項の規定による許可】

農地法第3条第1項は、農地等について所有権を移転し、又は地上権・永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が当該土地の所在する市町村農業委員会の許可を受けなければならないと規定しています。

※ 市町村の区域を超える農地取得は都道府県知事の許可（権限委譲を受けている場合を除く。）を受けることとなります。

(4) 【許可基準】 (第3条2項)

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ① 農地のすべてを効率的に利用して農業を行うこと | [全部効率利用要件] |
| ② 法人の場合は農業生産法人であること | [農業生産法人要件] |
| ③ 個人の場合は農作業に常時従事すること | [農作業常時従事要件] |
| ④ 経営面積の合計が原則として2ha以上となること | [下限面積要件] |
| ⑤ 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと | [地域調和要件] |

[許可を要するもの]

- | |
|--|
| ・法律行為に基づく権利の設定移転 (私法上、公法上、行政処分によるものすべてを含む。)
ア. 契約 イ. 競売 ウ. 公売 エ. 特定遺贈 |
|--|

[許可を要しないもの]

- | |
|---|
| ・法律行為に基づかない権利の設定移転
ア. 時効取得 イ. 相続 ウ. 権利放棄 エ. 法人の合併・分割
オ. 真正な名義の回復等 |
| ・法律行為の取消、解除 |
| ・法第3条第1項但し書き |

■申請書類 (農業生産法人が申請する場合)

- ① 別記第1号様式「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」
- ② 別紙1「農業生産法人として事業等の状況 (第2条第3項関係)」
- ③ 申請に係る農地の登記事項証明書
- ④ 組合員名簿又は株主名簿、社員名簿の写し
- ⑤ 当該法人の定款の写し
- ⑥ 営農計画書
- ⑦ その他、要件確認のために農業委員会が求める書類

[全部効率利用要件] (第3条2項1号)

全部効率利用要件の判断は、農業機械・労働力・技術の保有状況 (今後確保すると見込まれるものも含む) により判断される。

※ 具体的には、①作付予定作目・収穫高見込み、②経営規模と機械の所有・リース等の状況、③労働力確保の見込み、④通作距離等を総合的に勘案し、農地を効率的に利用できるかを判断することとしています。

[農作業常時従事要件] 個人の場合 (第3条2項4号)

農地の権利を取得しようとする者 (農業生産法人を除く) 又はその世帯員が、その取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事 (原則年間150日以上) すること。

〔下限面積要件〕（第3条第2項第5号）〔改正〕

・農業経営を始めるに当たって必要とされる農地の最低面積。
 北海道は、原則2haと定められています。なお、経営規模が小さい地域や遊休化が進み小規模な新規就農の促進が必要な地域では、各市町村の農業委員会が別段の面積を設定できるとしています。（旧法は、知事が設定）

※ この下限面積については、農地法施行規則第3条の4に定める基準に従い、都道府県知事が別段の面積を設定できることとしていましたが、これを農業委員会が定められるようにしました。その際の基準は現行の基準をベースに検討することとしています。

〔地域調和要件〕（第3条第2項第7号）〔追加〕

・下記の場合は、不許可とされる。

- ① 面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断した場合
- ② 地域の農業者が一体となって行っている水利調整に参加しない場合
- ③ 無農薬などで付加価値の高い地域で農薬使用による農業を行う場合
- ④ 集落による共同防除等の営農活動に支障が生ずる場合
- ⑤ 地域の実勢借賃に比べて極端に高額な契約の締結があった場合

〔農業生産法人要件〕（法第2条第3項）（※農業生産法人制度は、許可・認可制ではない。）

法人が農地を買ったり、借りたりするには、下記の4つの要件すべてを備えた農業生産法人とならなければなりません。農業生産法人には、会社法人と農事組合法人の2つの形態がありますが、今回は会社法人を取り上げましたので参考にしてください。

要件	会社法人
法人形態要件	① 株式会社（非公開会社のみ） ※1 ② 特例有限会社（旧有限会社に基づく有限会社） ③ 合同会社 ④ 合名会社 ⑤ 合資会社
事業内容要件	① 農業（併せて行う林業） ② その農業に関連する事業 ※2 ③ その他事業 ※3 ①+②の売上高が、全体の50%超であること
構成員資格要件 （出資者要件）	① 農地の提供者 ※4 ② 労働の提供者（原則150日以上従事） ※5 ③ 地方公共団体・農地保有合理化法人・農協組合・農協組合連合会 ④ 当該農業生産法人に農作業を委託する個人〔追加〕 ⑤ 継続的取引関係を持つ個人・法人 ※6
業務執行役員要件	① 取締役または業務執行社員の過半が労働提供構成員であり ② かつ、その過半が原則60日以上農作業に従事すること

※1 定款に、「当会社の株式を譲渡によって取得するには、当会社の承認を受けなければならない。」等の記述が必要です。なお、「株主間における譲渡については、当会社の承認を要しない。」というような限定的な譲渡制限については、要件を充たしていないものと見なされているので要注意。

(株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

ただし、当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、株主総会の承認をしたものとみなす。

但し、特例有限会社の模範定款では、上記のように、限定的な株式の譲渡制限がなされているが、旧有限会社法の性格からこのような記載とされている。したがって、特例有限会社にあつては、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律では、この部分について定款の変更をすることができないとされていることから、下記の基準に抵触しないものとする。

農地法関係事務に係る処理基準

第1 全般的事項

(4) 農業生産法人の判断基準

法第2条第3項の「農業生産法人」に該当するかの判断に当たっては、法令の定めによるほか、次によるものとする。

① 株式会社にあつては、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定め（以下「株式譲渡制限」という。）を設けている場合に限り、認めるものである。

例えば、株式の授受人が従業員以外の者である場合に限り承認を要する等の限定的な株式譲渡制限は、これに当たらない。

※2 関連事業とは、自社の農業生産に関連する事業全般であり、製造、加工、貯蔵、運搬、販売、資材の製造、農作業の受託などをいう。

※3 附帯事業とは、施設・機械の有効利用により行う民宿、農業土木、造園、水田養魚、研修などの事業をいう。

※4 農地の提供とは、法人に売る、貸す、現物出資をすることをいう。また、農地の提供者を行う者は、すべて個人とされていることから、法人が農地の提供者となり得ない。

※5 法人の農作業に限定せず、農業と関連事業に係る事業への従事。企画管理労働も含まれる。

※6 継続的取引関係とは、3年以上の取引契約を締結している者。

〔農業生産法人要件の改正点〕 **〔改正〕**

- ① 農作業委託者も農地提供者と同様、議決権制限を受けない構成員とする。
- ② 関連事業者の議決権を原則1/4までとした。（1/10を廃止）
- ③ 関連事業者のうち、農商工関連事業者等は、1/2未満までの出資可能に。

(5) **【農業生産法人の報告等】** (第6条)

農業生産法人は、農地法第3条の許可並びに農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に基づく公告により取得・権利を設定した農地の所在する農業委員会に必ず毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告をしなければならない。

■提出書類

- ① 別記20号様式「農業生産法人報告書」
- ② 株主名簿の写し
- ③ 関連事業者が出資している場合は、継続的取引契約書の写し
- ④ 定款の写し

(6) 【農地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合】 [新設]

(「農作業に常時従事しない個人」及び「農業生産法人以外の法人」に対する賃借許可要件等) (第3条第3項)

〔農地法第3条第3項の規定による許可〕

次の要件を満たすときは、許可基準の②、③の要件を課さない。

① 解除条件付き契約であること

(契約書に、農地を明け渡す際の原状回復の義務、費用負担、違約金支払いなどの取り決めも記載すること。)

② 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的・安定的に農業経営が行われること (農業委員会と締結する協定・確約書で確認。)

③ 法人の場合は、業務執行役員等のうち1人以上が農業に常時従事すること

④ 毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農地の利用状況の報告書を提出すること

※ 別記第17号様式「農地等の利用状況報告書」

※ この規定は、貸借規制を緩和し、農業生産法人の要件を満たさない一般法人(会社、NPO等)が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等、貸借による利用を拡大するために設定されました。

なお、農地の所有権を取得できる法人は、農業生産法人だけであることは変わっていません。

■申請書類

① 別記第1号様式「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」

② 別紙2「使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項(第3条第3項関係)」

③ 別記第54号様式「農地賃貸借契約書」又は「農地使用貸借契約書」の写し

④ 当該法人の定款の写し

⑤ 営農計画書

⑥ 農業委員会と締結する協議書又は、確認書

⑦ その他、要件を確認のために農業委員会が求める書類

(7) 【農地の相続等の届出制度の創設】 (第3条の3) [新設]

〔農地法第3条の3第1項の規定による届出〕

相続等により、許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、遅滞なく(権利を取得したことを知った時点から概ね10ヶ月以内に)農業委員会に届け出なければならない。

〔届出を要する者〕

- ・ 相続(遺産分割及び包括遺贈を含む。)
- ・ 時効取得
- ・ 法人の合併・分割

■届出書類 参考第3号の1様式「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」

※ これまで相続等で取得した農地は、許可を必要としないため農業委員会ではその所在を把握できませんでした。農業委員会は、届出のあった農地について適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずることができるようにするものです。なお、この届出は、法第3条第1項本文に掲げる権利取得の効力を発生させるものではありません。

(8) 【農地の賃貸借の存続期間の特例】 (第19条) 【新設】

農地等の賃貸借についての民法第609条(賃貸借の存続期間)の規定の適用については、同条中「20年」とあるのは、「50年」とする。

※ 賃貸借の存続期間は20年以内とされていましたが、選択の幅を広げるため、50年以内まで可能としました。

(9) 【参考様式】

(農地法関係)

1. 委任状
2. 別記第1号様式(第2条関係)「農地法第3条第1項の規定による許可申請書」
 - 付表1「経営委託に係る権利設定調書」
 - 付表2「乳牛等の飼育法人関係権利移転(設定)調書」
 - 付表3「一般法人関係権利移転(設定)調書」
 - 付表4「地下・空間を目的とする地上権設定(移転)調書」
 - 付表5「信託財産に係る権利移転(設定)調書」
 - 付表6「農業生産法人への出資・持分譲渡調書」
 - 付表7「賃借権に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書」
 - 別紙1「農業生産法人としての事業等の状況(農地法第2条第3項関係)」
 - 別紙2「使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項(農地法第3条第3項関係)」
3. 別記第17号様式「農地等の利用状況報告書」
4. 別記第20条様式「農業生産法人報告書」
5. 別記第22号様式「農業生産法人要件確認書」
6. 別記第54号様式「農地賃貸借契約書」・別表1
7. 様式例第3号1「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」

(農業経営基盤強化促進法関係)

1. 農業経営改善計画認定申請書

農業経営基盤強化促進法の概要

(1) 【目的】 (第1条)

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営の育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要
- ・ その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、経営理念の合理化などの措置を総合的に講ずる
・・・ことを目的とする。

(2) 【農地利用集積円滑事業】 (第4条3項) 【新設】

農地所有者から農地の貸付等について委任を受けて、その者に代理して貸付等を行う下記事業からなる農地利用集積円滑事業が新たに位置づけられました。

- ① 農地所有者代理事業
- ② 農地売買等事業
- ③ 研修等事業

※ これに伴い、市町村段階の農地保有合理化事業の規定が廃止されました。

(3) 【認定農業者制度】 (第12条～16条)

〔経営改善計画の認定〕 (第12条)

農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の状態の改善など農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を市町村の基本構想に照らして市町村が認定する制度です。

この計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言います。

〔農業経営改善経営計画の認定要件〕 (第12条4項)

- ① 市町村の基本構想に照らして適切なものであること。
- ② 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③ 達成される見込みが確実であること。

〔認定農業者への支援措置〕

- ① 農業委員会等による農用地の利用の集積の支援 (第13条)
- ② 税制上の特例 (割増償却制度等)
- ③ 買入れ協議制度 (第13条の2)
- ④ ㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫からの融資の配慮 (第15条)
- ⑤ 経営改善に関する研修等各種支援 (第16条)

■届出書類 様式「農業経営改善計画認定申請書」

(4) 【農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）】（第18条～22条）

〔農用地利用集積計画の作成〕

市町村は、農業委員会の決定を経て利用権等の内容を含めた農用地利用集積計画を定めなければならない。

〔農用地利用集積計画の要件〕

- ① 計画の内容が市町村基本構想に適合すること。
- ② 利用権の設定等を受ける者が次のすべてに該当すること。
 - ア 農用地のすべてを効率的に耕作すること。
 - イ 農作業に常時従事すること。
(ただし、農作業に常時従事しないと認められる者については、下記(5)の要件すべてを満たすことによって、「解除条件付き貸借の場合」に限って認められます。)
- ③ 利用権を設定する土地について関係権利者すべての同意を得ていること。
(ただし、共有農地については、下記(6)のとおり、共有持分の1/2超の同意で足りるとしています。)

(5) 【利用権の設定等を受ける者の要件の変更等】（第18条3項3号）

〔解除条件付き貸借の場合〕※農地法第3条第3項に該当する者の権利（使用貸借による権利又は賃借権）

- ① 地域農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的な農業経営を行うと見込まれること。
- ② 法人の場合は、業務執行役員等の1人以上が農業に常時従事すると認められること

※ 農地法が改正され、「農作業に常時従事しない個人」や「農業生産法人以外の法人」でも一定の要件を満たせば、すべての農地について貸借ができるようになりましたので、これと整合性を図るため、農用地利用集積計画による利用権の設定等を受ける者の要件等が変更されました。

(6) 【利用権の設定等を受ける者の要件の変更等】（第18条3項4号）

共有農地について、農用地利用集積計画による5年を超えない利用権の設定又は移転を行う場合は、2分の1を超える共有持分を有する者の同意で足りるようになりました。

※ 旧法（第18条第3項第3号）では、利用権の設定等を行う土地ごとに、関係権利者すべての同意を得ていること。と規定されていましたが、これに加えて、「ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。」と追加規定されました。

(7) 【遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置】に関する規定の廃止

※ 「遊休農地に関する措置」に関する規定が農地法（第4章第30条～44条「遊休農地に関する措置」）に新設されました。これに伴い、「遊休農地の農地上の利用の増進に関する措置」が削除されました。

(8) 【特定法人貸付事業の実施】に関する規定の廃止

※ 農地法が改正され、農業生産法人以外の法人でも一定の要件を満たせば、すべての農地について貸借ができるようになりました。これに伴い、旧法での耕作放棄地（遊休農地）に限っての「特定法人貸付事業の実施」が削除されました。

(9) 【農地利用集積計画の公告】（第19条）

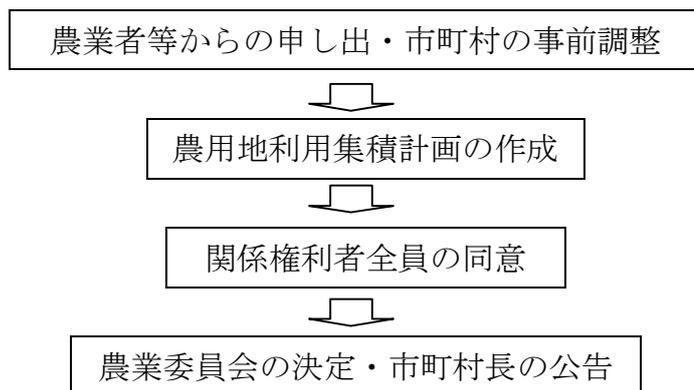
都道府県知事の同意を得て、基本構想を定めた市町村（以下「同意市町村」という。）は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨の広告をしなければならない。

(10) 【公告の効果】（第20条）

農用地利用集積計画の公告により、計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

※ 市町村が集積計画を公告することによって、利用権・所有権などの利権の設定・移転の効果が生じます。利用権設定等促進事業による農用地の権利の設定・移転については、農地法第3条（農地の権利移動）、第17条（賃貸借の法定更新）の規定は適用されない。

(11) 【手続きの流れ】



委任状

平成 22 年 3 月 日

(委任者)

譲渡人 住 所 茅部郡森町字〇〇町 1 7 7 番地

(貸主) 氏 名 _____ ㊟

譲受人 住 所 茅部郡森町字〇〇町 2 5 4 番地の 1

(借主) 氏 名 _____ ㊟

次の行政書士を代理人と定め下記の事項を委任します。

代理人

住 所 茅部郡森町字森川町 2 4 5 番地の 1

氏 名 行政書士 福 地 隆 祐

電話番号 0 1 3 7 4 - 2 - 6 1 1 0

登録番号 第 8 5 0 1 3 5 1 4 号

記

[委任事項]

次に掲げる農地に係る農地法第 3 条第 1 項に規定する許可申請手続きに関する一切の権限

所 在	地番	地目		面 積 (㎡)
		公簿	現況	
茅部郡森町字〇〇町	178-10	畑	畑	2 3 1
以下余白				

以下余白

農地法第3条第1項の規定による許可申請書

平成22年6月14日

〇〇町農業委員会会長 殿

~~譲渡人（貸主）~~ 住 所 〇〇郡〇町字〇〇〇町778番地の2
職 業 保 育 士
氏 名 〇 〇 み どり
生年月日 昭和〇〇年〇〇月11日

~~譲受人（借主）~~ 住 所 函館市〇〇町〇丁目21番43号
職 業 農 業
氏 名 〇 〇 福 松
生年月日 昭和3年1月30日

〔法人の場合は、主たる事務所の所在地、
業務の内容、名称及び代表者の氏名〕

上記双方代理人 茅部郡森町字森川町245番地の1
行政書士 福 地 隆 祐

~~農地（採草放牧地）~~について、~~所有権（地上権、永小作権、質権、使用貸借に宇夜権利、賃借権、経営委託による権利そのたの使用及び収益を目的とする権利）~~の移転（設定）の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者の氏名又は名称 (現所有者が登記簿と異なる場合には、その氏名又は名称)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
		登記簿	現況			権利者の氏名又は名称	権利の種類
茅部郡森町 字〇〇砂原西四 丁目	185-8 0	畑	畑	4,488	[〇〇 みどり]		
		以	下	余白	[]		
					[]		
					[]		
					[]		
					[]		
					[]		
					[]		
					[]		
					[]		
計		田					
		畑		4,488			
		農地計		4,488			
		採草 放牧地					

2 権利を移転~~(設定)~~しようとする理由

(1) 譲渡人(貸主)

当該地は相続した農地なので、農業者に売買しようと考えていたところ、隣接地を耕作している譲渡人との話し合いが合ったので申請するものです。

(2) 譲受人~~(借主)~~

既存経営地の近隣地であり、耕作に便利のため譲り受け、農業経営の拡大をします。

3 権利を移転（設定）しようとする契約の内容

契約の種類	土地の引渡しの時期	対価、賃料等の額 [10アール当たりの額]	資金調達の方法	その他
売 買	許可あり次第	600,000 円 [150,000]	自己資金	該当なし
		以下余白		

注 資金調達の方法が、農業経営基盤強化資金ほか制度資金の借入れによる場合は、その資金名及び借入予定額を記載すること。また、賃貸借契約の場合には、その他の欄に契約期間を記載すること。

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（住居及び生計を一にする親族（療養、就学等により一時的に住居又は生計を異にしている親族を含む。）並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。以下同じ。）が、現に所有し、又は使用収益権を有する経営地の状況（農地法第3条第2項第1号・第5号関係）

		農地面積(m ²)			採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑	樹園地	
所 有 地	自作地	① 20,973		20,973	②
	貸付地				
		所 在	地 番	地 目 登記簿 現況	面 積 (m ²)
	非耕作地				

		農地面積(m ²)			採草放牧地面積 (m ²)
		田	畑	樹園地	
使 用 収 益 権 を 有 す る 土 地	自作地	③			④
	貸付地				
		所 在	地 番	地 目 登記簿 現況	面 積 (m ²)
	非耕作地				

	農地面積計 (㎡)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計 (㎡)
経営地合計	⑤=①+③ 20,973	⑥=②+④ 0	⑤+⑥ 20,973
備考			

- 注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。
- 2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載すること。
- 3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。

5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況（農地法第3条第2項第1号関係）

(1) 作付（予定）作物及び作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
		アスパラ	大豆	トウモロコシ				
作付（予定）作物								
権利取得後の面積 (㎡)		9,000	8,500	7,961				

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	耕耘機	トラクター	農業用トラック		
		確保しているもの	所有 リース	1	1	1
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有 リース					

(3) 農作業に従事する者の状況

ア 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業歴54年、農業技術修学歴 年、その他（農作業従事日数：250日/年）

イ 世帯員等その他常時雇用している労働力（人）

現在： 4人（農作業経験の状況： 補助従事者として ）
妻 54年 農作業従事日数：250日/年
子 30年 農作業従事日数：60日/年
子の妻37年 農作業従事日数：250日/年
子の子10年 農作業従事日数：60日/年

増員予定 一人（農作業経験の状況： ）

ウ 臨時雇用労働力（年間延人数）

現在： 一人（農作業経験の状況： ）

増員予定 一人（農作業経験の状況： ）

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 平均距離：約 4.3 km
時 間：自動車にて約 1 時間

- 注1 「大農機具」とはトラクター、耕耘機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは牛、豚、鶏等をいう。
2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載すること。

6 信託の引受け該当有無（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得

有 無

注 該当するものを○で囲むこと。

7 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（農地法第3条第2項第4号関係）

(1)その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名	(2)年齢	(3)主な職業	(4)権利取得者との関係
① ○ ○ 福 松	82	農 業	本 人
② ○ ○ ヤ エ 子	81	〃	妻
③ ○ ○ 政 勝	59	農業兼会社員	子
④ ○ ○ 優 子	59	農 業	子の妻
⑤ ○ ○ 政 人	34	会社員	子の子

(5) その者の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間			←									→
その者が農作業に常時従事する期間		①	←									→
		②	←									→
		③				↔			↔			
		④	←									→
		⑤				↔			↔			
その者が農作業に常時従事する年間日数	8 7 0 日											

注1 該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

8 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）
（農地法第3条第2項第5号関係）

次の事項のいずれかに該当する場合は、該当するものにレ印を付すこと。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下らないものである。
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体して利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

注1 農地法施行令第6条第1項第1号又は第2項各号に該当する法人は記載不要

2 「所要の面積」とは、2ヘクタールとする。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は、当該面積とする。

9 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第6号関係）

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（以下「賃借人等」という。）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、次の事項のうち該当するものにレ印を付すこと。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けしようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容： 、裏作の作付内容： ）
- 農業生産法人の常時従事者である構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

10 周辺地域との関係（農地法第3条第2項第7号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。

- (1) 地域の水利調整への参加： 参加 不参加 該当なし
- (2) 農薬の使用状態： 農薬使用 減農薬 無農薬
- (3) 地域の共同防除活動への参加： 参加 不参加 該当なし
- (4) 遺伝子組換え作物の栽培予定： あり なし
- (5) 5の作付（予定）作物の栽培： 連作 一部連作 輪作
- (6) (5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地及び周辺農地への土壤障害等の影響を回避する方法について記載すること。

- (7) この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項について、その内容を記載すること。

特になし

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄付行為の写し及び法人の登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は4部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農業生産法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農業生産法人以外の法人等が使用貸借又は賃貸借の申請を行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書（1部）を提出するほか、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が経営委託により権利を取得するとき。	付表 1 経営委託に係る権利設定調書 (2部)
農地法施行令第6条第2項第3号に該当するとき。	付表 2 乳牛等の飼育法人関係権利移転(設定)調書 (2部)
上記以外の場合で農業生産法人以外の法人(農地法第3条第3項の規定の適用による申請者を除く。)が権利を取得するとき。	付表 3 一般法人関係権利移転(設定)調書 (2部)
地下・空間を目的とする地上権を取得するとき。	付表 4 地下・空間を目的とする地上権設定(移転)調書 (2部)
許可申請地が信託財産のとき。	付表 5 信託財産に係る権利移転(設定)調書 (2部)
農地保有合理化法人が農業生産法人に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行うため所有権を移転するとき。	付表 6 農業生産法人への出資・持分譲渡調書 (2部)
所有権以外の権原に基づいて事業に供されている農地等につき、その者以外の者が所有権を取得しようとするとき。	付表 7 賃借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書 (2部)
農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃貸者による権利を取得するとき。	農業経営規程及び農協法第11条の31第3項又は第5項の規定による手続きを証する書面 (2部)
単独申請をするとき。	判決書、承諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調停調書、民事調停調書(判決書又は審判書にあっては、判決確定証明又は審判確定証明が添付されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺言書、遺言検認書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本 (1部)
一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき。	その土地の特定に必要な実測図 (4部) (申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数を加えた部数)
賃借権若しくは使用貸借による権利を譲渡し又は転貸しようとするとき。	所有者の承諾書 (1部)

北海道行政書士会会員
 函館支部 会員番号第3,310号
 行政書士 福地 隆 祐
 (電話番号 01374-2-6110)

平成 22 年 6 月 14 日

(行政書士法施行規則第9条第2項の規定により行政書士は、作成した書類の末尾又は欄外に作成の年月日を付記し、記名して職印を押さなければならない。)

付表 1

経営委託に係る権利設定調書

委託者名			受託する農協 (連合会)名				
委託者の格	組合員	組合員 と同一 世帯	非組合員	住所が 組合員 の区域 内	-6(組合の 地区内 地区外)		
委託申込年月日	年	月	日	契約の 期間	年	月	日から 日まで
委託理由							
委託契約の内容							
受託農業経営の形態		田 作 ・ 畑 作 ・ 田畑作 ・ 酪 農 ・ 混 同					
受託 農 業 経 営 の 状 況	経 営 地		田	畑	計	採草放牧地	
		申請地	m ²	m ²	m ²	m ²	
		申請時					
		計					
大農 機 具 家 畜 の 保 有 状 況	機 具 名	数量	機 具 名	数量	家 畜 名	数 量	
労 働 力 の 状 況	農 協 (連 合 会) 職 員				常 雇 い	臨 時 雇 い	
	専 任 職 員	農 従	人		人	人	
		そ の 他	人				
	兼 務 職 員	農 従	人				
そ の 他		人					
受託農業経営に係る一部の作業を農業者等に委託する場合はその内容							

注 この表のほか、受託規程及び受託に関する決議書を添付するとともに、必要に応じ事業計画書及び予算書を添付すること。

乳牛等の飼育法人関係権利移転（設定）調書

1 法人の概要	(1) 名 称							
	(2) 組織の種類		一般社団法人			一般財団法人		
	(3) 事業の内容							
	(4) 議決権又は基本財産の数量	議決権を有する者又は基本財産拠出者の名称	地方公共団体名	農協名	農協連合会名	農林大臣指定者名		議決権又は基本財産計
		議決権の数又は基本財産の額						
(5) 設立年月日		年 月 日						
2 事業計画								
3 資金計画	(1) 事業費及び内訳			(2) 資金調達計画				
4 事業の実施状況	(1) 土地		畑	採草放牧地	附 帯 地	計		
		申請地	m ²	m ²	/		m ²	
		申請時			m ²			
		計						
	(2) 労働力		法人の職員		常 雇 い	計		
		人 数	人		延 べ 人	/		
		従 事 日 数	日		日	日		
	(3)	施設及び大農機具保有状況						
	(4)	乳牛等の飼育状況	供給牛	乳 牛	肉用牛	委託牛	乳 牛	肉用牛
				頭	頭		頭	頭

- 注 1 1 法人の概要の欄の「(2)組織の種類」は該当事項を○で囲むこと。
 2 1 法人の概要の欄の「(4)議決権又は基本財産の数量」には、一般社団法人の場合は議決権、一般財団法人の場合は基本財産について記載し、次の事項のいずれかを満たしていることを証する書面を添付すること。
 (1) その行う事業が本事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した

者の有する議決権の数の合計が議決権総数の4分の3以上を占めること。

(2) 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人
又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般
財団法人

3 4 事業の実施状況の欄は申請時の状況を記載すること。

4 この表のほか、必要に応じて事業計画書、業務規程等の参考資料を添付すること。

付表 3

一般法人関係権利移転（設定）調書

1 名 称									
2 組織の種類	(1) 地方公 共団体	(2) 農協 (連 合 会 を 含 む。)	(3) 森林組 合(連 合 会 を 含 む。)	(4) 学校 法人	(5) 医療 法人	(6) 社会福 祉法人	(7) 高速道 路株式 会社	(8) その他 の公益 法人	(9) その他 の法人
3 事業の内容									
4 申請の目的									
5 事業計画									
6 資金計画	(1) 事業費及び内訳					(2) 資金調達計画			
7 事業執行決議の内容	(1) 決議年月日			年 月 日					
	(2) 決議方法			議会、総会、理事会、役員会、長の決定					
	(3) 決議内容			土地の権利取得のみ 事業のみ 土地の権利取得及び事業					

- 注 1 2組織の種類及び7事業執行決議の内容の(2)及び(3)は該当事業を○で囲むこと。
 2 3事業の内容の欄には法人の主要な業務を記載すること。
 3 この表のほか、必要に応じて業務方法書、事業計画書、業務規程、予算書、資金貸付証明書
 明書の写しその他参考資料を添付すること。

付表 4

地下・空間を目的とする地上権設定（移転）調書

1 権得 利 取 者	(1) 氏 名 又 は 名 称		
	(2) 職 業 又 は 事 業 の 内 容		
2	申 請 の 目 的		
3	事 業 計 画		
4	許可申請地以外の土地に係る事業計画の状況		
5	資 金 計 画	(1) 事業費及びその内訳	(2) 資金調達計画
6	許可申請地に係る権利設定（移転）に伴う制限と利用計画		
7	許可申請地、周辺の土地及び施設に対する被害防除措置		
8	権利設定（移転）に伴う利害関係人との調整措置の内容		
9	事業実施に関する関係法令の許認可の状況		

- 注 1 4 許可申請地以外の土地に係る事業計画の状況の欄には、申請地の権利取得と併せて権利取得する他の土地の利用状況又は現況地目等を記載すること。
- 2 8 権利設定（移転）に伴う利害関係人との調整措置の内容の欄には、利害関係人ごとにその利害関係の内容及び協議成立した事項を記載すること。
- 3 この表のほか、許可申請土地について第三者が使用収益する権利又はこれを目的とする権利を有しているときは、その権利者の同意書、その他利害関係人の同意を得ているときは、それを証する書面及び権利取得者が法人の場合は定款、寄附行為及び法人登記簿を添付するとともに必要に応じ、参考資料を添付すること。

付表5

信託財産に係る権利移転（設定）調書

受託者名				譲受（借受）人名				
信託事業の種類		農業協同組合の農地等の信託事業・ 農地保有合理化法人の農地信託等事業				承認年月日	年月日	
許可申請地の所在及び面積		市町村	田	m ²		農地の計	m ²	
			畑			採草放牧地		
申請目的		一時使用貸借・所有権の移転・賃貸借						
信託契約の内容	種類	売渡し・貸付運用・売渡し貸付運用						
	委託者氏名						信託条件	
	契約年月日	年月日	農業委員会へ 通知した年月日		年月日			
	期間	年	月	日から		日まで		
相手方選定のため 公告した年月日	年月日		買受（借受） 申込期間		年月日から 年月日まで			
信託財産 （売渡し 貸付） のため 採った 措置	申込者	順位						
		氏名						
	農業委員 の意見 照会年月日	年月日		意見決定年月日		年月日		
選定 内容	選定理由						理事会の 決定年月日	年月日
		契約条件	売買価格 （借賃）	円		賃貸借（使用貸借） 期間		年月日から 年月日まで

- 注 1 信託事業の種類欄の「農業協同組合の農地等の信託事業」とは農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業をいい、「農地保有合理化法人の農地信託等事業」とは農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる事業をいう。
- 2 承認年月日の欄は、信託規程又は農地保有合理化事業規程の承認を受けた年月日を記載すること。
- 3 申込者の順位の欄は、農業協同組合又は農地保有合理化法人の理事会の定めた順位を記載すること。

付表 6

農業生産法人への出資・持分譲渡調書

出 資 者 名				農業生産法人名				
許可申請地の 所在及び面積		市 町 村	田	㎡	農 地 計	㎡		
			畑	㎡	採草放牧地	㎡		
出資に係るその他の土地			地目：			㎡		
出 資 の 内 容	土地の評価額						円	
	土地の利用方法							
	付与される持分	□ (円)		農業生産法人に占 める持分の割合				
持 分 の 譲 渡 の 内 容	譲 渡 期 間	年 月 ～ 年 月 (年間)						
	譲 渡 の 相 手 方		譲 渡 す る 持 分			譲 渡 の 対 価		
			□ (円)			円		
	合 計							

- 注 1 出資に係るその他の土地の欄は、本申請に際して現物出資を行う農地又は採草放牧地以外の土地がある場合に、その地目及び面積を記載すること。
- 2 土地の利用方法の欄は、当該事業の対象農用地等の利用目的を記載することとし、農業用施設の用に供する場合は、その具体的な用途を記載すること。
- 3 「土地の評価額」は、原則として「譲渡の対価」の合計と一致し、「付与される持分」は、「譲渡する持分」の合計と一致すること。

賃借権等に基づき事業に供されている農地等の権利移転調書

1 権利取得者の氏名又は名称			
2 許可申請地の状況等	許可申請地の利用者	住 所	
		氏名又は名称	
	利用者の利用の権限	法 令 名	農地法、農業経営基盤強化法、その他 ()
		権 利 の 種 類	賃借権、使用貸借権、その他の権利 ()
		期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		許可又は公告等の年月日	許可(公告) 年 月 日付け 第 号
当該農地等を申請者自ら耕作等の事業に供することができる事由等	自ら耕作等を開始する時期	年 月 日ころ から	
	利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等		

注 「利用者の離作の意向及び申請者自ら耕作を行うことができる事由等」欄は、次の事項等における利用者の意向等から申請者が申請時から遅くとも1年以内に耕作が可能となる事由を詳細に記載すること。

- 1 農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により賃借権等が設定されている土地は、利用集積計画の賃貸借期間の終了時期と申請者の耕作開始時期との関係等
- 2 農地法又はその他の法令等による賃借権等が設定されている土地は、更新をしない旨の通知(期間の定めのある賃貸借の場合に限る。)又は合意解約の時期及び引渡しの時期等
- 3 契約の終了に当たり、知事の許可を得ている場合には、当該許可の許可年月日及び許可番号

農業生産法人としての事業等の状況（農地法第 2 条第 3 項関係）

1 - (1) 事業の種類

区 分	農 業		左の農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現 在 (実績又は見込み)			
権利取得後（予定）			

1 - (2) 売上高

(千円)

年 度	農 業	左の農業に該当しない事業
3年前の年度（実績）		
前々年度（実績）		
前年度（実績）		
申請日の属する年度 (実績又は見込み)		
翌年度（見込み）		
翌々年度（見込み）		

注1 「1 - (1) 事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50 パーセントを超えると認められるものの名称を記載すること。

なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50 パーセントを超えない場合には、粗収益の多いものから順に 3 つの農畜産物の名称を記載すること。

2 「1 - (1) 事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。

(1) 耕作又は養畜の事業の関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

ウ 農業生産に必要な資材の製造

エ 農作業の受託

オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

別紙1

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

3 「1－(2) 売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。

「3年前の年度（実績）」から「前年度（実績）」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し、（実績のない場合には空欄）、「申請日の属する年度（実績又は見込み）」から「翌々年度（見込み）」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載すること。

2 構成員すべての状況

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は 名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は次のいずれかの状況				農作業委託の内容
		農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況 (年 箇月)		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

農業関係者の議決権の割合

その法人が農業（労務管理）、市場開拓等を含む。）を行う期間：年 箇月

注1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄にはその承認会社の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載すること。

2 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

3 次の書類を添付すること。

- (1) 組合員名簿又は株主名簿の写し
- (2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は 名称	議決 権 の 数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）

議決権の
数の合計

農業関係
者の議決
権の割合

- 注1 (2) の場合にあつては、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付すること。
- 2 「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載すること。
 - 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定」とは、食品流通構造改善促進法、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律、米穀の新用途への利用の促進に関する法律のいずれかに基づく認定をいう。
 - 4 農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
 - 5 関連事業者が、認定農業者である農業生産法人が作成した農業経営改善計画に従って当該農業生産法人に対し出資している場合には、当該農業生産法人の農業経営改善計画の写しを添付すること。

3 理事、取締役及び業務を執行する役員の状況

(1) 農業（労務管理、市場開拓等を含む。）への従事状況

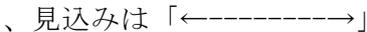
氏名	住所	役職	農業への従事状況（箇月）			
			農作業への常時従事の有無			
			直近実績	見込み	直近実績	見込み

注 「農業への従事状況」欄には、その法人が農業（労務管理、市場開拓等を含む。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間を記載すること。

その法人が農業（労務管理者、市場開拓等を含む。）を行う期間：年 箇月

(2) 「農作業への常時従事の有無」欄に有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												
その者が農作業に常時従事する年間日数	日											

注1 該当する期間を役員ごとに、直近実績は「」、見込みは「」で示すこと。

2 「その者が農作業に常時従事する期間」欄には、必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にある期間を示すこと。

(留意事項)

農業生産法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため、農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。

別紙 2

使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項（農地法第3条第3項関係）

権利を取得しようとする者が、農業生産法人以外の法人である場合又はその者若しくはその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、次の事項について記載すること。

1 適正な利用を確保するための契約条件の状況（農地法第3条第3項第1号関係）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを（確約します。・確約できません。）

注1 括弧内の該当するものを○で囲むこと。

2 当該条件が記されている契約書の写しを添付すること。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙（借主）は、その終了の日から〇〇日以内に、甲（貸主）に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当であること。

2 地域との役割分担の状況（農地法第3条第3項第2号関係）

地域の農業における他の農業者との役割分担について、担う予定の項目にレ印を付すこと。

なお、確約書等を締結している場合には、その写しを添付すること。

- 地域農業の維持発展に関する話し合い活動に参加する。
- 貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守する。
- 鳥獣害被害対策への協力を行う。
- 上記の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する役員のうち少なくとも1名をその任に当たらせる。
- 地域において、中山間地域等直接支払制度における集落協定その他の協定等が締結されている場合には、その協定等の名称及び参加の意向について記載すること。

[]

3 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名、役職名及び住所並びにその法人の行う農業への従事状況（農地法第3条第3項第3号関係）

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) 住所

(4) その者の農業への従事状況

その法人が農業（労務管理、市場開拓等も含む。）を行う期間：

年 箇月

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている期間：

年 箇月（直近の実績）

年 箇月（見込み）

そのうちその者が当該事業に参画及び関与をしている日数：

年 日（直近の実績）

年 日（見込み）

農地法第3条の3第1項の規定による届出書

平成 年 月 日

〇〇町農業委員会会長 様

届出者 住所
氏名

印

下記農地（採草放牧地）について、相続により所有権を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。

記

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面 積(m ²)	備 考
	登記簿	現 況		

3 権利を取得した日

平成 年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

権利の種類：所有権

耕作の状況：耕作、使用収益権等の設定なし

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

な し

(記載要領)

1. 本文には権利を取得した事由及び権利の種類を記載してください。
2. 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
3. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
4. 2の「届出に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
5. 4の「権利を取得した事由」には、相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効等の権利を取得した事由の別を記載してください。
6. 5の「取得した権利の種類及び内容」には、取得した権利が所有権の場合は、現在の耕作の状況、使用収益権の設定(見込み)の有無等を記載し、取得した権利が所有権以外の場合は、現在の耕作の状況、賃借料、契約期間等を記載してください。
7. 6の「農業委員会によるあっせん等の希望の有無」には、権利を取得した農地又は採草放牧地について、第三者への所有権の移転又は賃借権の設定等の農業委員会によるあっせん等を希望するかどうかを記載してください。

農地等の利用状況報告書

年 月 日

農業委員会会長 様
(北海道知事 様)

住所
氏名 ㊟

年 月 日付け 指令第 号で農地法第3条第1項の許可を受けた農地(採草放牧地)について、次のとおり報告します。

記

1 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた者の氏名等

氏 名	住 所

2 報告に係る土地の所在等

所在	地番	地 目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産 数量	反 収	備 考
		登記簿	現況					

3 農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響

4 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

5 業務執行役員の状況

氏 名	常時従事者の役職名	耕作又は養畜の事業の 年間従事日数

6 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 不要の文字は抹消してください。
- 2 報告する者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- 3 都道府県知事に報告する場合は、農業委員会を經由して報告してください。
- 4 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。
- 5 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 6 記の3の「農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可を受けた農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病中害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
- 7 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
- 8 記の5の「業務執行役員の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。

農業生産法人報告書

自 平成21年 4月 1日
至 平成22年 3月 31日

平成23年 2月 日

森町農業委員会会長 殿

主たる事務所の所在地

茅部郡〇町字〇〇1〇7番地

の5

法人の名称 **有限会社〇〇コー〇レーション**

代表者氏名 **代表取締役 〇 〇 〇 〇**

⑩

電話番号 **01374-〇-3〇〇1**

次のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	有限会社〇〇コー〇レーション 代表取締役 〇 〇 〇 〇	
主たる事務所の所在地	茅部郡〇町字〇〇1〇7番地の5	
経営面積 (ha)	田	
	畑	1.4 ha
	採草放牧地	
法人形態	有限会社	

2 農地法第2条第3項第1号関係

(1) 事業の種類

農 業		左記農業に該当しない事業の内容
生産する農畜産物	関連事業等の内容	
花卉 (ハウス) 花卉 (露 地)		

(2) 売上高

年 度	農 業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	12,088,889 円	
2年前(実績)	10,686,561 円	
1年前(実績)	8,551,272 円	
申請日の属する年 (実績又は見込み)	9,000,000 円 (見込み)	

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況（組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したものを添付してください。）

(1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				農作業委託 の 内 容
		農地等の提供面積 (m ²)		農業への従事状況 (1年〇か月)		
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
○ ○ ○ ○	48			12ヶ月	12ヶ月	
○ ○ ○ ○	10			12ヶ月	12ヶ月	
○ ○ ○○○	2			9ヶ月	9ヶ月	

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

議決権の数の合計

60
100%

農業関係者の議決権の割合

その法人が農業（労務管理や市場開拓等も含みます。）を行う期間：1年〇か月

(2) 関連事業者（法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等）

氏名又は名称	議決権 の数	取引関係等の内容（法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容）
該当なし		

議決権の数の合計

関連事業者の議決権の割合

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号関係

理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業（労務管理や市場開拓等も含む。）への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況 (年 月)		農作業への常時 従事の有無	
			直近実績	見込み	直近実績	見込み
			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	茅部郡○町字濁川 127-5 茅部郡○町字濁川 127-5 双海郡八雲町○○○ 463-1 茅部郡○町字○○○3丁目 57-1	代表取締役 取締役 取締役	12ヶ月 12ヶ月 9ヶ月

(記載要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記載してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間：1年0か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況

(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「」、見込は「」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	←————→											
その者が農作業に常時従事する期間	←————→											

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることです。)

(記載要領)

- 1 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。
- 2 「2(1)事業の種類」の「関連事業等」とは、
 - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。
- 4 「3(1)農業関係者」は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。
 複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。
- 5 「3(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載してください。
- 6 法人の代表者の氏名の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。

農業生産法人要件確認書

法人の名称：

主たる事務所の所在地：

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
経営面積 (ha)	田				
	畑				
	採草放牧地				
法人形態					
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
事業の 種類	農畜産物名				
	関連事業等名				
	その他事業名				
売 上 高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報 告			
		合 計			
要件の適否		適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否	
構 成 員 数	総 数	()	()	()	
	農地提供者 ①				
	農業常時従事者 ②				

	農作業委託者 ③			
	農地保有合理化 法人 ④			
	市町村・農協等 ⑤			
	承認会社 ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農協 系統の有する議決 権)	()	()	()
	農地法施行令第1条 で規定する農業生産 法人の農業経営の改 善に特に寄与する者	()	()	()
	法人と取引関係 等にある者 ⑦	()	()	()
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
業務執行役員数	総 数			
	農業に常時従事す る構成員数			
	うち農作業従事者数			
	要件の適否	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
要件を満たさなくなるおそ れがある事実関係(勧告した 場合には、翌年に是正状況等 を記載する)				
備 考				

(記載要領)

- 1 「法人の名称」は、名称を短縮したり略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあっては、定款記載の「本店の所在地」を記載する。
- 3 「法人形態」欄には、株式会社であって株式の譲渡について当該株式会社の承認を要する旨の規定が定款に定められている法人については、「株式会社（非公開会社）」と記載し、そうでない株式会社については「株式会社（公開会社）」と記載する。
- 4 「事業の種類」の「農畜産物名」欄には、当該事業年度において法人の生産した農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- 5 「事業の種類」の「関連事業等名」欄には、当該事業年度において法人の行った次に掲げる事業に該当する事業の名称を記載する。
 - (1) 農業と併せ行う林業
 - (2) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
 - (3) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - ウ 農業生産に必要な資材の製造
 - エ 農作業の受託
 - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
- 6 「事業の種類」の「その他事業名」欄には、当該事業年度において法人の行った農地法第2条第3項第1号に規定する農業（以下同じ。）以外の事業の名称を記載する。
- 7 「売上高」欄は、「農業」及び「その他事業」について、前々回報告された売上高、前回報告された売上高及び今回報告された売上高を、それぞれ記載するとともに、それら3事業年度分の売上高を合計し「合計」欄に記載する。
- 8 「構成員数」欄には、
 - (1) 「総数」欄は、構成員の総数を記載するとともに、株式会社にあつては括弧内に総株主の議決権の数を記載する。
 - (2) 「農地提供者」欄は、農地法第2条第3項第2号イ、ロ、ハに該当する者の数を記載する。
「常時従事者」欄は、農地法第2条第3項第2号ニに該当する者の数を記載する。
「農作業委託者」欄は、農地法第2条第3項第2号ホに該当する者の数を記載する。
「農地保有合理化法人」欄は、農地法第2条第3項第2号ヘに該当する者の数を記載する。
「市町村・農協等」欄は、農地法第2条第3項第2号トに該当する者の数を記載する。
「承認会社」欄は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社の数を記載する。
また、「議決権の状況」欄は、その承認会社の総株主の議決権の合計を記載し、このうち、市町村、農協、農協連合会又は農林中央金庫が有する議決権の合計を括弧内に記載する。
なお、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して議決権の保有状況を記載する。
「農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者」欄

は、農地法施行令第1条で規定する農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となっている法人にあつては、当該構成員の議決権の合計を記載し、複数の農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者が構成員となっている場合は、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者ごとに区分して議決権の保有状況を括弧内に記載する。

「法人と取引関係等にある者」欄は、農地法第2条第3項第2号チに該当する者の数を記載し、株式会社にあつては括弧内にその者の有する議決権の数の合計を記載する。また、その者が2以上ある場合には、株式会社にあつては議決権を最も多く有する者の議決権の数を括弧内に括弧書きで記載する。

9 「業務執行役員数」欄には、

(1) 「総数」欄には、農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員（以下「業務執行役員」という。）の実数を記載する。

(2) 「農業に常時従事する構成員数」欄は、業務執行役員の総数のうちその法人の行う農業に常時従事したと認められる構成員の数を記載する。

(3) 「うち農作業従事者数」欄は、「農業に常時従事する構成員数」のうち法人の事業に農地法施行規則第9条に規定する日数以上従事したと認められる者の数を記載する。

10 「要件を満たさなくなるおそれがある事実関係（勧告した場合には、翌年に是正状況等を記載する）」欄は、農地法第6条第1項の報告書等から、法人が要件を満たさなくなるおそれがあると判断し同条第2項により是正を勧告した場合には、本欄に要件を満たさなくなるおそれがあると判断した根拠となる事実関係を記載するとともに、翌年の同欄にその是正状況を記載する。

11 農業生産法人が従たる事務所（支店、支所、分場等）において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している場合に、その従たる事務所の所在地を管轄する農業委員会は、本確認書の各欄について、法人全体の情報を記載する他、併せて、管内に所在する従たる事務所（支店、支所、分場等）における経営面積、事業の種類、構成員数及び業務執行役員数を本確認書の該当する各欄に記載する。

収 入
印 紙

農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成 年 月 日

賃貸人（以下甲という。） 住所
氏名 印

賃借人（以下乙という。） 住所
氏名 印

1 賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

(1) 賃貸借の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで〇〇年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除するものとする。

4 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

5 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行なわれる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行なう。ただし、緊急を要する場合その他甲において行なうことができない事由があるときは、乙が行なうことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行なうことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

8 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

9 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。
- (3) 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。

10 この賃貸借契約に附随する権利又は義務

11 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

12 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。
- 3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。
- 4 「農地を適正に利用していない」とは、農地法第4条及び第5条に違反しているもの、農地法第30条第3項1号に該当する場合等とします。
- 5 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。
- 6 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。
- 7 経営費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。
- 8 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。
- 9 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。
- 10 「使用貸借契約」の場合は文中の賃貸借及び借賃等の部分を使用貸借契約に合致した内容に便宜修文すること。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大 字	字	地 番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び借借人の費用に関する 支払区分の内容	借借人の支払額につ いての賃貸人の償還 すべき額及び方法	備 考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公 課 等 の 種 類	負 担 区 分 の 内 容	備 考

(様式)

農業経営改善計画認定申請書

平成 年 月 日

市町村長 様

申請者 住 所
 氏 名<名称・代表者> (印)
 年 月 日生 (歳)
 <法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、
 次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画					
①目標とする経営類型					
②経営改善の方向の概要		(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)			
		現 状		目 標 (年)	
		年間農業所得	千円	千円	千円
		年間労働時間	時間	時間	時間
③農業経営規模の拡大に関する目標	作目・部門名	現 状		目 標 (年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	経営面積合計				

③ 農業経営規模の拡大に関する目標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現 状	目標 (年)		
	所有地						
	借入地						
	特定作業受託	作 目	作 業	現 状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託	作 目	作 業	現 状		目標 (年)	
		単 純 計 換 算 後					
	農畜産物の加工・販売 その他の関連・附帯事業	事業名		内 容	現 状	目標 (年)	
④ 生産方式の合理化の目標	機 械 ・ 施 設	機械・施設名		形式、性能、規模及びその台数			
				現 状	目標 (年)		
農 利 用 地 条 件 の 合 理 化	現 状			目標 (年)			
作 合 理 化 の 部 門 別 方 向	作目・部門名		現 状		目標 (年)		

	現 状	目 標 (年)
⑤経営管理の合理化 の目標		
⑥農業従事の態様等 の改善の目標		
	経 営 改 善 の 目 標	措 置
⑦ 目 標 を 達 成 す る た め に 取 る べ き 措 置		

	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職) (代表者)	現 状		見 通 し	
				担当業務	年間農業従事 日数 (日)	担当業務	年間農業従事 日数 (日)
参 考 経 営 の 構 成							
雇 用 者	常時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

(参考) 他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦、親子等が共同で一の農業経営改善計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 「②経営改善の方向の概要」欄には、農業経営の現状として、専業・兼業の別、主要作目の生産状況等を記載し、必要に応じ現在の経営に至るまでの発展経緯についても記載する。

また、目標とする営農類型へ向けた経営改善の方策について、例えば「規模拡大によるスケールメリットの追求」等と記載し、経営改善の方策の達成の結果として見込まれる主要作目の規模、生産見込み等を記載する。

さらに、年間農業所得について、その現状及び5年後の目標を「年間農業所得」欄に記載する。

なお、可能であれば、主たる従事者の年間労働時間について、その現状及び5年後の目標を「年間労働時間」欄に記載する。
- 5 「③農業経営の規模の拡大に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
 - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
 - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 6 「④生産方式の合理化に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
 - ア 「機械・施設」欄に、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
 - イ 「農用地の利用条件」欄に、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。
 - ウ 「作目・部門別合理化の方向」欄に、③の作目・部門ごとに、品種構成、作付体系、飼養管理の方法等生産方式の合理化について記載する。
- 7 「⑤経営管理の合理化に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、経営形態の近代化等について記載する。
- 8 「⑥農業従事の態様等の改善に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 9 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」欄には、②から⑥までに掲げた目標を達成するための具体的な方策について、例えば、耕地面積の規模拡大に関しては、「本認定制度を活用した農業委員会への申し出、あっせんの仕組みの利用」等と記載する。

なお、農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合には、予定年度、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。

- 10 農業経営基盤強化促進法第12条第3項に規定する措置を記載する場合には、
- ア 「⑦目標を達成するためにとるべき措置」に記載するものとする。この場合、特定の個人又は法人が出資するケースにおいては、出資する者の氏名又は名称、出資する者ごとの出資の額及び比率を記載するものとする。また、不特定多数の者から出資を募るケースにおいては、その出資の枠、事業の方法、出資者との間で予定される取引の内容を記載するものとする。
 - イ この場合、出資をする者が関連事業者等であることを証する書面を添付するものとする。
 - ウ 特に、農業生産法人が、目標を達成するためにとるべき措置として関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人を除く。）から出資を受けようとする場合で、かつ、当該関連事業者等が法人である場合には、当該関連事業者等の定款又は寄付行為の写し、株主名簿又は社員名簿の写し及び財務諸表等当該法人の事業及び財務の状態が明らかとなる書面を添付するものとする。
- 11 農業経営改善計画の認定を受ける時以後新たに農業を開始する者にあつては、「②経営改善の方向の概要」欄に、新たに農業を開始する予定年月日を記載するとともに、③から⑥までの各「現状」欄に、新たに農業を開始する予定時の状況と併せて、就農3年後の農業経営の状況を括弧書きで記載する。
- 12 「(参考)経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
- ア 「氏名(法人経営にあつては役員)の氏名」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員)の氏名を記載する。
 - イ 「代表者との続柄(法人経営にあつては役職)」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
 - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

農地法関係申請状況集計結果

北海道行政書士会

(平成19年度、20年度、21年度)

(23.2.23現在 179委員会中107委員会回答 回答率約60%)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計	構成率
農地法第3条関係	本人申請	895	871	1029	2795	66.0
	行政書士申請	487	481	380	1348	31.8
	その他	8	62	25	95	2.2
	小計	1390	1414	1434	4238	100.0
農地法第4条関係	本人申請	214	181	154	549	62.3
	行政書士申請	103	95	99	297	33.7
	その他	12	13	10	35	4.0
	小計	329	289	263	881	100.0
農地法第5条関係	本人申請	378	330	331	1039	60.9
	行政書士申請	187	161	117	465	27.2
	その他	95	68	40	203	11.9
	小計	660	559	488	1707	100.0
合計	本人申請	1487	1382	1514	4383	64.2
	行政書士申請	777	737	596	2110	30.9
	その他	115	143	75	333	4.9
	計	2379	2262	2185	6826	100.0

上記集計結果によると、行政書士の関与率は約3割となっている。

全体の申請件数が減少傾向であるが、同様に行政書士の関与件数も絶対数は減少傾向である。

なお、本人申請やその他の分類の中にも、非行政書士による申請の可能性がある。

北海道会としては、この業務分野が行政書士の独占業務であることを周知徹底する必要がある。監察広報を徹底するとともに、取り扱い行政書士の人数を増加するため業務知識を広めることも必要となる。